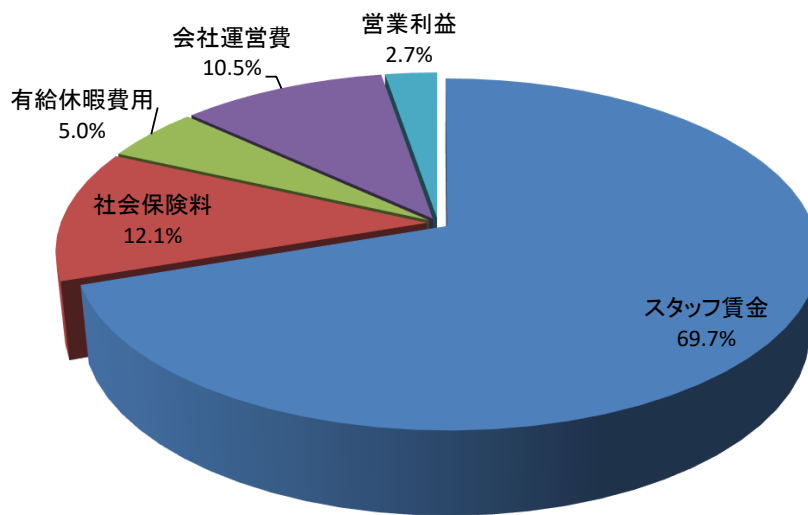


改正労働者派遣法に基づくマージン率について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行に基づくマージン率は以下のとおりです。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(少数点以下一位未満を四捨五入)



マージン率は、社会保険料・有給休暇費用・会社運営費・営業利益で構成されており、上記のグラフのとおり弊社のマージン率は 30.3% となっております。

「社会保険料」

弊社が雇用主として負担する厚生年金保険・健康保険・雇用保険・労災保険などの社会保険料。

「有給休暇費用」

弊社が雇用主として支払う有給休暇賃金の引当費用。

「会社運営費」

人件費、福利厚生費や施設維持費、教育訓練費をはじめとする諸経費。

労働者派遣法に基づく情報公開

【労働者派遣の実績】

| | 内容 |
|----------|-----|
| 派遣先の件数 | 36 |
| 派遣労働者数 | 148 |
| 日雇派遣労働者数 | 0 |

【教育訓練】

| 種類 | 内容 |
|-------------|----------------------------------|
| 新規採用者訓練 | ビジネスマナー、作業手順、品質と顧客満足、セキュリティ |
| ISO研修 | 品質/環境/情報セキュリティ・個人情報保護に関する教育 |
| 現場導入研修 | 各現場におけるリーダーからの導入研修、業務遂行に必要なOJT研修 |
| 情報セキュリティ研修 | 情報セキュリティ |
| コンピュータ基礎・実務 | コンピュータの基礎座学と実践 |
| リーダー研修 | 各現場リーダーに必要なマインドや行動に関する教育 |
| キャリアシート作成 | 自身の業務の棚卸しと改善計画立案 |

【派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額】

| 派遣料金 | 賃金 |
|---------|---------|
| ¥22,883 | ¥15,945 |

(令和7年度実績)

【労使協定を締結しているか否かの別】

- (1) 労使協定を締結しているか否か : 労使協定を締結している
 (2) 労使協定の対象となる労働者の範 : 全ての派遣労働者
 (3) 労使協定の有効期間の終期 : 2027年3月31日

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 スタッフサービス部 電話番号 06-6943-5631